

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成25年8月8日(2013.8.8)

【公表番号】特表2012-530780(P2012-530780A)
 【公表日】平成24年12月6日(2012.12.6)
 【年通号数】公開・登録公報2012-051
 【出願番号】特願2012-517624(P2012-517624)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 31/655 (2006.01)
 A 6 1 K 47/02 (2006.01)
 A 6 1 K 47/22 (2006.01)
 A 6 1 K 9/06 (2006.01)
 A 6 1 K 9/70 (2006.01)
 A 6 1 K 9/72 (2006.01)
 A 6 1 P 17/02 (2006.01)
 A 6 1 P 29/00 (2006.01)
 A 6 1 P 11/00 (2006.01)
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/655
 A 6 1 K 47/02
 A 6 1 K 47/22
 A 6 1 K 9/06
 A 6 1 K 9/70
 A 6 1 K 9/72
 A 6 1 P 17/02
 A 6 1 P 29/00
 A 6 1 P 11/00
 A 6 1 P 43/00 1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月20日(2013.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一酸化窒素放出剤、酸化防止剤、及びシリカゲルを含む、一酸化窒素治療のための医薬組成物であって、治療量の一酸化窒素が、該組成物から放出されて対象に送達されるように用いられることを特徴とする、前記医薬組成物。

【請求項2】

前記シリカゲルが、毒性化合物が前記対象に侵入するのを防止するためのものである、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記酸化防止剤が、アスコルビン酸、トコフェロール又はトコフェロールである、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項4】

軟膏剤である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項5】

粘着ストリップに組み込まれる、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記粘着ストリップが、軟膏剤用量の正確な測定のために、その一表面上に目盛り尺を有する、請求項5記載の医薬組成物。

【請求項7】

ガム又はロゼンジの形態である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項8】

ガス送達デバイスに組み込まれる、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項9】

前記送達デバイスが、吸入器又は鼻用カートリッジである、請求項1記載の医薬組成物

。

【請求項10】

前記粘着ストリップが、ホイルの裏地を更に含む、請求項5記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記ホイルの裏地が、一酸化窒素が外部環境に放出されるのを防止するためのものである、請求項10記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記治療量の一酸化窒素が、少なくとも1ppmである、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記治療量の一酸化窒素が、少なくとも100ppmである、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記治療量の一酸化窒素が、少なくとも200ppmである、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記治療量の一酸化窒素が、少なくとも300ppmである、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項16】

前記一酸化窒素放出剤が、ポリマー及び少なくとも1の一酸化窒素放出 $N_2O_2^-$ 官能基を有するポリマー組成物である、請求項1記載の組成物。

【請求項17】

前記一酸化窒素放出剤が、下記からなる群から選択される、請求項1記載の組成物

【化1】



。

【請求項18】

一酸化窒素放出組成物の製造方法であって、
固体マトリクス中の治療量の一酸化窒素放出剤を送達デバイスに組み込むことを含み、
該固体マトリクスが、シリカゲルと熱可塑性樹脂とを混合すること、該固体マトリクスを酸化防止剤溶液でフラッシュすること、及び該固体マトリクスを乾燥させることによって形成される、前記製造方法。

【請求項19】

前記送達デバイスが、吸入器、粘着ストリップ、軟膏剤、ガム又はロゼンジである、請求項18記載の方法。